

四 半 期 報 告 書

(第 51 期第 1 四半期)

自 平成 22 年 4 月 1 日
至 平成 22 年 6 月 30 日

株式会社 サンリオ

東京都品川区大崎 1 丁目 6 番 1 号

(E02655)

目 次

	頁
第51期 第1四半期報告書	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	2
3 【関係会社の状況】	2
4 【従業員の状況】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【生産、受注及び販売の状況】	3
2 【事業等のリスク】	3
3 【経営上の重要な契約等】	3
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【設備の状況】	6
第4 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【株価の推移】	12
3 【役員の状況】	12
第5 【経理の状況】	13
1 【四半期連結財務諸表】	14
2 【その他】	26
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	27
[独立監査人の四半期レビュー報告書]	

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月13日

【四半期会計期間】 第51期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 株式会社サンリオ

【英訳名】 Sanrio Company, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 辻 信太郎

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎1丁目6番1号

【電話番号】 03-3779-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画室長 江森 進

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎1丁目6番1号

【電話番号】 03-3779-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画室長 江森 進

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第50期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第51期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第50期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (百万円)	15,913	17,668	73,875
経常利益 (百万円)	859	2,701	8,249
四半期(当期)純利益 (百万円)	685	1,248	4,373
純資産額 (百万円)	27,505	30,820	31,594
総資産額 (百万円)	78,853	84,854	85,765
1株当たり純資産額 (円)	198.86	236.80	241.62
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	6.51	13.00	44.72
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	12.17	42.63
自己資本比率 (%)	34.8	36.3	36.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	934	2,451	8,428
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△527	△2,160	△1,559
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,285	△323	△2,483
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	11,996	17,768	18,073
従業員数 (人)	1,395	1,400	1,394

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第50期第1四半期連結累計(会計)期間については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については記載しておりません。

3. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	1,400	[2,937]
---------	-------	---------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	735	[2,080]
---------	-----	---------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は[]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
日本	11,661	—
欧州	3,450	—
北米	1,125	—
南米	234	—
アジア	1,197	—
合計	17,668	—

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期における国内外の経済は、昨年度からの欧州の信用不安を受け、米欧の設備投資も盛り上がりならず、けん引役の中国も、景気過熱懸念から金融引き締めへ転換し、景気が減速する兆候が出始めてきました。以上のことから国内経済も次第に不透明感が強まっており、輸出の拡大を起点とする企業部門の改善にブレーキがかかり、それが家計部門に影響を与え、消費の減退に繋がる恐れが出てきている状況であります。

このような状況の中、当第1四半期の売上高は176億円（前年同期比11.0%増）となりました。うち国内の売上高は112億円（同1.9%増）、海外売上高は、欧州地域の大幅な伸びにより64億円（同31.5%増）となり海外売上高比率は36.5%（同5.7%増）となりました。営業利益は前述のとおり欧州の好調により、また国内ライセンスとテーマパーク事業の回復により34億円（同219.4%増）となりました。

経常利益は、支払利息や海外ロイヤリティの外国税額（源泉税）、海外子会社からの売掛金回収など

に伴う為替差損（急激な円高による）等により27億円（同214.2%増）となりました。税金等調整前四半期純利益は、特別損失に株価下落に伴う投資有価証券評価損及び資産除去債務に関する会計基準の適用に伴い、主に当社の賃借店舗等や、テーマパーク（ハーモニーランド）の借地に係る資産除去債務など6億円を計上したことから21億円（同153.1%増）となり、四半期純利益は12億円（同82.2%増）となりました。

なお、すべての海外の連結子会社は12月決算であり、当第1四半期の対象期間は、2010年1月～3月であります。

報告セグメントの業績は次のとおりであります。

①日本：売上高116億円、営業利益21億円

前年同期間に比べ増収増益でした。この要因は、主に欧州地域を中心としたライセンスが大幅に伸びたことによる子会社からのロイヤリティが増加したことによります。また、国内においては、ライセンスが前年同期比増収に転換し増益に寄与しました。これは家庭用品業界も在庫調整が一段落したことから下げ止まり、さらに衣料・服飾を中心としたコラボ戦略が奏功し、売上、利益ともに前年を上回って推移したことによります。国内の物販は、百貨店やチェーンストア業界が低迷する中、海外ツーリスト増による客数増が貢献して直営店の売上高はほぼ前年並みに推移し、経費の削減等により増益に寄与いたしました。当社国内の既存店の売上高（直営店及び百貨店の当社直営ショッピングベース）は前年同期比98.6%でした。

キャラクターや商品面においては、海外ライセンスは引き続き『ハローキティ』を中心に高成長しました。国内ライセンスや国内物販においては、『ハローキティ』、『ジュエルペット』、『リトルツインスター』に加えて、人気アパレルブランド「A BATHING APE(ア・ベイシング・エイプ)」から生まれた『ベイビーマイクロ』が伸びました。

テーマパーク事業においても、売上高は前年同期比増収の11億円となり、営業損失は前年同期より改善し1億円となりました。その主な要因は、東京都多摩市のサンリオピューロランドの好調な集客によるものであります。特に積極的な海外団体の誘致、年間パスポートの販売、そして、株主優待による集客が増収に寄与し、ショー・イベントの制作コストを大幅に削減したことが利益面で貢献しました。大分県のハーモニーランドも、当四半期後半までは休日の悪天候の影響は受けましたが前年並みの集客を確保することができました。サンリオピューロランドの入場者数は157千人（前年同期比21千人増）、ハーモニーランドの入場者数は72千人（同2千人減）となりました。

レストラン事業やロボット製作事業も増収を確保、利益面でも赤字が縮小いたしました。

②欧州：売上高34億円、営業利益12億円

欧州地域においては、高い失業率の中、厳しい消費環境にもかかわらず、ライセンス事業の категорияが衣料から玩具や文房具などに広がり、加えて前期に大幅に増加したライセンシーの積極的な事業展開が大幅な増収増益をもたらしました。物販事業については、戦略的にライセンスにシフトする方針のもと、ライセンス取引に切り替えていることにより前年並みに推移いたしました。

③北米：売上高11億円、営業利益2億円

物販からライセンス取引に移行したため減収となりましたが、大手流通企業へのライセンスが広がったことから、コスメ、アパレル関連などファッション系のライセンスが大幅に伸びて、さらに玩具、レジャー遊具など子供関連の分野など幅広く伸び、増益となりました。その要因は、これまで進めてきたグローバル成長企業へのライセンス先の切り替えが一段落したため、その効果が数字になってきたことによります。それによる流通へのアピールが奏功しました。

④南米（主にブラジル）：売上高2億円、営業利益0.5億円

ブラジルは堅調に推移し、現地通貨ベースで増収、前年同期間に比べブラジルリアル高であったため、円ベースでは大幅増収増益となりました。

⑤アジア：売上高11億円、営業利益1億円

アジアにおいては、台湾では、携帯電話や公益宝くじのライセンスが寄与し増収増益となりました。香港では、全般的に好調なライセンスに加え欧米向け商品の輸出増により増収増益となり、韓国においては、合弁企業によるライセンスは順調でしたが、物販は伸び悩み、さらにハローキティタウンのプロジェクト関連の経費がかさみ減益となりました。中国は、主にサンダルのライセンスが伸びて増収増益でした。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期末の総資産は848億円で前連結会計年度末比9億円減少いたしました。資産の部の主な増加項目は現金及び預金の10億円です。主な減少項目は、受取手形及び売掛金11億円、建物及び構築物2億円、差入保証金2億円、繰延税金資産4億円です。負債の部は540億円で1億円減少いたしました。主な増加項目は長期借入金13億円、賞与引当金2億円です。主な減少項目は、支払手形及び買掛金の16億円、未払法人税等の2億円です。純資産の部は、四半期純利益による12億円の増加と、配当金の支払による13億円、その他有価証券評価差額金5億円等の減少により、308億円と7億円減少いたしました。自己資本比率は36.3%と前連結会計年度末比0.5ポイント減少いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

- ①営業活動によるキャッシュ・フローは24億円の収入（前年同期比15億円の収入増加）となりました。これは主に営業利益34億円（同23億円増）、減価償却及び引当金による5億円の収入（同1億円の収入減少）に対し、売上債権、たな卸資産、仕入債務の増減等運転資金に5億円（同2億円の支出増加）、法人税等の支払いに6億円（同1億円の支出増加）を支出したためです。
- ②投資活動によるキャッシュ・フローは21億円の支出（前年同期比16億円支出増加）となりました。これは主に3ヶ月超の定期預金の預入による13億円（同13億円増）、投資有価証券の取得による7億円（同7億円増）、有形固定資産の取得による2億円（同2億円支出減少）の支出によるものです。
- ③財務活動によるキャッシュ・フローは3億円の支出（前年同期比19億円支出減少）となりました。これは主に長期借入れによる22億円の収入と、長・短借入金の返済、社債の償還により11億円、配当金に13億円支出したためです。

以上の結果、当第1四半期末における現金及び現金同等物は、前期末比3億円減少し、177億円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた事項はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画中であった、㈱サンリオ（当社）の港北ギフトゲートのギフト店舗設備改修、㈱サンリオ（当社）の京都ギフトゲートのギフト店舗設備改修については、平成22年4月に完了いたしました。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	309,000,000
B種優先株式	1,000,000
計	310,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	88,148,431	88,148,431	東京証券取引所 (市場第1部)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式 単元株式数 100株
B種優先株式	1,000,000	1,000,000	—	(注)
計	89,148,431	89,148,431	—	—

(注) B種優先株式の内容は以下の通りであります。

項目		B種優先株式
単元株式数		単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
優先配当金	計算方法	発行価額(10,000円)に、下記の配当年率を乗じて算出した額。(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。) 配当年率=日本円TIBOR(半年物)+4.0%
	中間配当金	上記優先配当金の2分の1の金銭。円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
	累積条項	累積
	参加条項	非参加
残余財産の分配		普通株主および普通登録質権者に先立ち1株につき10,000円を支払う。
買入消却		当会社はいつでも優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。
強制償還	期間	平成19年3月23日(金)以降
	価額	発行価額の107%に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数(初日及び償還日を含む。)で日割り計算した額(小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算する。
	一部償還	直前期末の優先株主名簿に記載された所有株式数による比例配分とする。

項目	B種優先株式								
議決権	資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。								
会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無	該当事項はありません。								
株式の併合または分割、新株引受権の付与	法令に定める場合を除き、株式の併合または分割は行わない。新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付き社債の引受権を与えない。								
普通株式への 転換予約権	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="320 439 448 472">転換期間</td> <td data-bbox="448 439 1439 472">平成22年3月23日以降</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 472 448 645">当初転換価額</td> <td data-bbox="448 472 1439 645">平成22年3月23日(火)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が110円(以下「下限当初転換価額」という。)を下回る場合には、下限当初転換価額をもって当初転換価額とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 645 448 1088">転換価額の修正</td> <td data-bbox="448 645 1439 1088">平成22年3月24日(水)以降、毎年3月23日および9月23日(以下「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の60%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。また、修正後転換価額が当初転換価額の140%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1088 448 1942">転換価額の調整</td> <td data-bbox="448 1088 1439 1942"> <p>①転換価額は、平成22年3月23日(火)以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>②転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(i) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(ただし、当社の普通株式に転換されもしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合は除く。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。なお、上記ただし書において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方式により、当社の普通株式を新たに発行する。</p> </td> </tr> </table>	転換期間	平成22年3月23日以降	当初転換価額	平成22年3月23日(火)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が110円(以下「下限当初転換価額」という。)を下回る場合には、下限当初転換価額をもって当初転換価額とする。	転換価額の修正	平成22年3月24日(水)以降、毎年3月23日および9月23日(以下「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の60%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。また、修正後転換価額が当初転換価額の140%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。	転換価額の調整	<p>①転換価額は、平成22年3月23日(火)以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>②転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(i) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(ただし、当社の普通株式に転換されもしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合は除く。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。なお、上記ただし書において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方式により、当社の普通株式を新たに発行する。</p>
	転換期間	平成22年3月23日以降							
	当初転換価額	平成22年3月23日(火)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が110円(以下「下限当初転換価額」という。)を下回る場合には、下限当初転換価額をもって当初転換価額とする。							
	転換価額の修正	平成22年3月24日(水)以降、毎年3月23日および9月23日(以下「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の60%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。また、修正後転換価額が当初転換価額の140%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。							
転換価額の調整	<p>①転換価額は、平成22年3月23日(火)以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>②転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(i) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(ただし、当社の普通株式に転換されもしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合は除く。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。なお、上記ただし書において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方式により、当社の普通株式を新たに発行する。</p>								

項目	B種優先株式
普通株式への 転換予約権	<p style="text-align: center;"> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{当該期間内に発行された株式数}$ </p> <p>(iii) 下記⑤ (ii) に定める時価を下回る当初価額をもって普通株式に転換されもしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降にこれを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>③ 当社は、上記に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。</p> <p>(i) 株式の併合、資本の減少、旧商法第373条に定められた新設分割、旧商法第374条ノ16に定められた吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(ii) その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>④ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。</p> <p>⑤ 転換価額調整式中の用語等</p> <p>(i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(ii) 転換価額調整式に使用する「時価」は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記②(ii)ただし書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(iii) 転換価額調整式に使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。また、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、株主割当日がある場合はその日、または株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。</p>

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成14年6月25日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	5,891
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	589,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,197
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月1日 至 平成24年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	当社普通株式1株の発行価格 1,197 当社普通株式1株の資本組入額 599
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、従業員もしくは臨時雇用の地位を有していることを要します。ただし、新株予約権者が、任期満了に伴う退任、定年退職その他正当な理由のあるものとして取締役会で承認された場合はこの限りではないものとします。 2 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを継承するものとします。 3 新株予約権の行使は一個単位とし、一個未満の行使は認めないものとします。 4 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとします。 5 その他の権利行使にあたっての手続き等具体的細目については、当社が新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めに従うものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとします。ただし、本件新株予約権がストックオプションを目的として発行されるものであること並びに、新株予約権者が新株予約権の行使時の非課税措置の適用を受け得ることを要することに鑑み、新株予約権割当契約書において、譲渡ができないことを規定するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年6月30日	—	89,148	—	14,999	—	5,003

(注) 平成22年6月23日開催の定時株主総会における、資本金及び資本準備金の減少決議に基づき、平成22年7月6日付で、資本金4,999百万円及び資本準備金2,500百万円を減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 1,000,000	—	「1 (1) ②発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 847,500	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 87,283,500	872,835	—
単元未満株式	普通株式 17,431	—	—
発行済株式総数	89,148,431	—	—
総株主の議決権	—	872,835	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
（自己保有株式） 株式会社サンリオ	東京都品川区大崎 1-6-1	847,500	—	847,500	1.0
計	—	847,500	—	847,500	1.0

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	1,022	1,048	1,042
最低(円)	876	841	880

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

2. 上記の株価は当社の普通株式に係るものであり、B種優先株式は非上場のため該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,647	18,562
受取手形及び売掛金	9,861	11,019
商品及び製品	4,253	4,453
仕掛品	80	46
原材料及び貯蔵品	291	229
その他	4,547	4,530
貸倒引当金	△105	△130
流動資産合計	38,576	38,710
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,570	7,770
土地	11,309	11,307
その他（純額）	1,253	1,275
有形固定資産合計	※1 20,133	※1 20,353
無形固定資産	456	493
投資その他の資産		
繰延税金資産	6,520	6,646
その他	20,191	20,691
貸倒引当金	△1,092	△1,204
投資その他の資産合計	25,618	26,133
固定資産合計	46,208	46,980
繰延資産	68	74
資産合計	84,854	85,765
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,098	7,732
短期借入金	16,099	15,954
未払法人税等	926	1,136
賞与引当金	655	365
返品調整引当金	85	118
その他	7,013	6,919
流動負債合計	30,878	32,226
固定負債		
社債	5,815	6,225
長期借入金	8,492	7,153
退職給付引当金	6,945	6,963
役員退職慰労引当金	415	411
その他	1,486	1,191
固定負債合計	23,155	21,945
負債合計	54,033	54,171

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,999	14,999
資本剰余金	8,732	8,732
利益剰余金	13,384	13,478
自己株式	△954	△954
株主資本合計	36,162	36,255
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,070	△563
繰延ヘッジ損益	△20	△45
為替換算調整勘定	△4,285	△4,083
評価・換算差額等合計	△5,375	△4,692
少数株主持分	34	30
純資産合計	30,820	31,594
負債純資産合計	84,854	85,765

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	15,913	17,668
売上原価	7,190	6,935
売上総利益	8,723	10,733
返品調整引当金戻入額	13	33
差引売上総利益	8,736	10,766
販売費及び一般管理費	※1 7,658	※1 7,322
営業利益	1,078	3,443
営業外収益		
受取利息	74	71
その他	82	49
営業外収益合計	157	120
営業外費用		
支払利息	157	147
租税公課	100	139
為替差損	—	448
その他	117	126
営業外費用合計	375	862
経常利益	859	2,701
特別利益		
貸倒引当金戻入額	6	117
その他	—	0
特別利益合計	6	117
特別損失		
固定資産処分損	8	—
投資有価証券評価損	—	159
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	426
その他	0	62
特別損失合計	8	648
税金等調整前四半期純利益	857	2,170
法人税、住民税及び事業税	357	526
法人税等調整額	△187	391
法人税等合計	169	918
少数株主損益調整前四半期純利益	—	1,251
少数株主利益	2	3
四半期純利益	685	1,248

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	857	2,170
減価償却費	341	331
長期前払費用償却額	23	18
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	20	△122
賞与引当金の増減額 (△は減少)	289	290
受取利息及び受取配当金	△74	△73
支払利息	157	147
売上債権の増減額 (△は増加)	518	1,055
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△386	83
その他の資産の増減額 (△は増加)	△82	△174
仕入債務の増減額 (△は減少)	△474	△1,697
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△80	△87
その他の負債の増減額 (△は減少)	314	484
その他	2	721
小計	1,425	3,148
利息及び配当金の受取額	121	111
利息の支払額	△112	△144
法人税等の支払額	△499	△663
営業活動によるキャッシュ・フロー	934	2,451
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1	△1,370
定期預金の払戻による収入	30	39
有形固定資産の取得による支出	△431	△205
投資有価証券の取得による支出	△11	△758
貸付けによる支出	△15	△3
差入保証金の回収による収入	63	52
その他	△162	85
投資活動によるキャッシュ・フロー	△527	△2,160
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	43	—
短期借入金の返済による支出	△244	△127
長期借入れによる収入	—	2,200
長期借入金の返済による支出	△816	△588
社債の発行による収入	494	—
社債の償還による支出	△350	△410
配当金の支払額	△1,357	△1,335
その他	△54	△62
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,285	△323
現金及び現金同等物に係る換算差額	276	△272
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,602	△305
現金及び現金同等物の期首残高	13,599	18,073
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 11,996	※1 17,768

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
1 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益が5百万円、税金等調整前四半期純利益が432百万円、それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は257百万円でありませ

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。 前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めていた「為替差損」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間では区分掲記することになりました。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「為替差損」は63百万円であります。 前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「固定資産処分損」は、金額が僅少であり、特別損失合計に占める割合が低くなったため、当第1四半期連結累計期間では特別損失の「その他」に含めて表示することになりました。なお、当第1四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産処分損」は17百万円であります。	

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
(子会社の収益及びそれに対応する費用の表示) 従来、当社の連結子会社であるSanrio Wave Hong Kong Co., Ltd.のイベント興行に係る損益につきましては、営業外損益に計上しておりましたが、当連結会計年度より、イベント興行を主たる事業活動として位置付け、積極的に展開していく方針となったため、収入を売上高に、当該収入に係る費用を売上原価に計上しております。なお、当第1四半期連結会計期間における当該イベント興行に係る売上高は48百万円、売上原価は34百万円であります。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 41,637百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 41,506百万円
2 保証債務	2 保証債務
従業員の銀行借入に対する債務保証 131名 304百万円	従業員の銀行借入に対する債務保証 136名 312百万円
(株)ロイヤルウイングのリース契約に 対する債務保証 231百万円	(株)ロイヤルウイングのリース契約に 対する債務保証 241百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費の主なもの	※1 販売費及び一般管理費の主なもの
役員報酬及び給料手当 1,838百万円	役員報酬及び給料手当 1,830百万円
賞与引当金繰入額 289百万円	賞与引当金繰入額 288百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
現金及び預金 12,259百万円	現金及び預金 19,647百万円
預入期間が3か月超の定期預金 <u>△262百万円</u>	預入期間が3か月超の定期預金 <u>△1,879百万円</u>
現金及び現金同等物 11,996百万円	現金及び現金同等物 17,768百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	88,148,431
B種優先株式	1,000,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	847,579

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、残高はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	873	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月24日
	B種優先株式	利益剰余金	469	469.00	平成22年3月31日	平成22年6月24日

(2) 基準日が当第1四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

なお、平成22年6月23日開催の定時株主総会における、資本金及び資本準備金の減少決議に基づき、平成22年7月6日付で、資本金4,999百万円及び資本準備金2,500百万円を減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。

また、平成22年7月30日に、発行済B種優先株式総数1,000,000株のうち400,000株を取得いたしました。詳細等につきましては、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	ソーシャル・コミュニケーション・ギフト事業 (百万円)	テーマパーク事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	14,365	1,054	493	15,913	—	15,913
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	141	317	32	490	(490)	—
計	14,507	1,371	525	16,404	(490)	15,913
営業利益又は営業損失(△)	2,018	△429	△91	1,498	(420)	1,078

- (注) 1. 事業区分の方法
当社の事業区分の方法は、内部管理上採用している区分により行っております。
2. 各事業区分の主な内容

事業区分	売上区分	主な内容
ソーシャル・コミュニケーション・ギフト事業	ソーシャル・コミュニケーション・ギフト商品	文房具、台所・食卓用品、バス・洗面用品、室内装飾用品、身の回り用品、携帯用品、衣料・服飾用品
	グリーティングカード	誕生日カード、クリスマスカード
	出版物	ギフトブック、抒情詩集、一般書籍、雑誌
	映画・ビデオ	ビデオソフト販売
	著作権の許諾	ライセンス管理
テーマパーク事業	テーマパークサービス	アトラクション、物販、レストラン
	タイアップ	協賛企業からのタイアップ料
	演劇	ミュージカル等の企画・公演
その他事業	レストラン	レストラン、ケンタッキーフライドチキン
	不動産賃貸業	不動産の賃貸
	ロボットの製作・賃貸	ロボットの製作・賃貸
	映画製作、配給	製作委員会

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	11,349	2,304	2,260	15,913	—	15,913
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,210	11	454	1,675	(1,675)	—
計	12,559	2,315	2,714	17,589	(1,675)	15,913
営業利益	491	673	321	1,486	(408)	1,078

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の主な内訳は次の通りであります。
 欧州…イタリア、フランス、スペイン、ドイツ他
 その他の地域…米国、香港、台湾、韓国、ブラジル、中国

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高 (百万円)	2,308	2,594	4,902
II 連結売上高 (百万円)	—	—	15,913
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	14.5	16.3	30.8

- (注) 1. 地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 各区分に属する地域の主な内訳は次の通りであります。
 欧州…イタリア、フランス、スペイン、ドイツ他
 その他の地域…米国、香港、台湾、韓国、タイ、ブラジル、中国
 3. 海外売上高は、当社と本邦連結子会社の輸出高及び米国、香港、台湾、韓国、ドイツ、ブラジル並びに中国に所在する連結子会社の売上高の合計額（ただし、連結会社間の内部売上高を除く）であります。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に「ソーシャル・コミュニケーション・ギフト商品」の企画・販売、キャラクターの使用許諾業務、テーマパーク事業等を営んでおります。国内においては当社及び国内連結子会社が、海外においては欧州(主にイタリア・フランス・スペイン・ドイツ)、北米(主に米国)、南米(主にブラジル)、アジア(主に香港・台湾・韓国・中国)の各地域を現地連結子会社がそれぞれ担当しております。当社及び各連結子会社はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う商品等について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」「欧州」「北米」「南米」「アジア」の5つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	日本	欧州	北米	南米	アジア	合計		
売上高								
外部顧客への売上高	11,661	3,450	1,125	234	1,197	17,668	—	17,668
(うちロイヤリティ売上高)	(1,716)	(2,393)	(796)	(208)	(396)	(5,511)	(—)	(5,511)
セグメント間の 内部売上高又は振替高	2,151	12	124	—	348	2,636	△2,636	—
(うちロイヤリティ売上高)	(2,088)	(12)	(13)	(—)	(37)	(2,152)	(△2,152)	(—)
計	13,813	3,463	1,249	234	1,545	20,305	△2,636	17,668
セグメント利益	2,192	1,217	237	51	162	3,861	△418	3,443

- (注) 1. セグメント利益の調整額 418百万円は、セグメント間取引消去及び配賦不能営業費用であり、配賦不能営業費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
236.80円	241.62円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益 6.51円	1株当たり四半期純利益 13.00円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 ー円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 12.17円

(注) 1. 前第1四半期連結累計期間については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については記載していません。

2. 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	685	1,248
普通株主に帰属しない金額 優先株式配当金(百万円)	117	113
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	568	1,135
普通株式の期中平均株式数(千株)	87,301	87,300
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額 優先株式配当金(百万円)	ー	113
普通株式増加数 B種優先株式(千株)	ー	15,281
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	ー	ー

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

自己株式(B種優先株式)の取得

当社は、平成22年7月14日開催の取締役会において、当社が発行するB種優先株式(1,000,000株)の一部につき、当社定款第13条の2第7項(強制償還条項)に基づいて、取得(強制償還)することを決議し、平成22年7月30日に取得(強制償還)を行いました。

①取得を行なった理由

当社は、当社が発行するB種優先株式について、普通株式への転換による普通株主の皆様の持分希薄化を極力回避することを基本方針とし、また、今後のB種優先株式の配当負担を軽減することも目的として、B種優先株式の償還を検討してまいりました。かかる検討の結果、B種優先株式の一部(400,000株)の取得(強制償還)を実施いたしました。

②取得の内容

(1)取得した株式の種類

B種優先株式

(2)取得した株式の総数

400,000株(発行済B種優先株式総数に対する割合 40%)

(3)株式の取得価額

1株につき、10,000円×107%+経過配当相当額[※]

(4)株式の取得価額の総額

4,280,000,000円+経過配当相当額×400,000

(5)取得日

平成22年7月30日

[※]経過配当相当額

B種優先株式の発行価額(1株につき10,000円)に一定の配当年率を乗じた額を、当連結会計年度の初日から取得日までの日数(当該初日及び当該取得日を含みます。)で日割計算した額をいいます。この配当年率は、平成22年4月1日と同年10月1日における日本円TIBOR(半年物)の平均値に4.0%を加えた数値とされており、このように、配当年率の計算にあたり平成22年10月1日における日本円TIBORの数値が必要となるため、取得価額が確定するのは平成22年10月1日となります。

③取得先の概要

株式会社みずほコーポレート銀行(今回取得したB種優先株式の数 40,000株)

株式会社三菱東京UFJ銀行(今回取得したB種優先株式の数 360,000株)

2 【その他】

(1) 平成22年5月27日開催の取締役会において、平成22年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- ① 配当金の総額 普通株式 873百万円
 B種優先株式 469百万円
- ② 1株当たりの金額 普通株式 10.00円
 B種優先株式 469.00円
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日
 普通株式 平成22年6月24日
 B種優先株式 平成22年6月24日

(2) 平成22年7月23日開催の取締役会において、平成22年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- ① 配当金の総額 普通株式 436百万円（予定）
 B種優先株式 136百万円（予定）
- ② 1株当たりの金額 普通株式 5.00円
 B種優先株式 227.45円（予定）
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日
 未定

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月12日

株式会社サンリオ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 一生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯浅 信好 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンリオの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンリオ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月11日

株式会社サンリオ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大橋 一生	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯浅 信好	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣田 剛樹	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンリオの平成22年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンリオ及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、当第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年7月14日開催の取締役会において、会社が発行するB種優先株式の一部につき、取得（強制償還）することを決議し、平成22年7月30日に取得（強制償還）を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※ 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。